
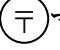




電気用品安全法の改正

- リチウムイオン蓄電池が電気用品の対象となる
-  や  マーク表示のある電気用品の販売や使用制限が撤廃された

(社)日本電気技術者協会 事務局

電気用品安全法が、平成 19 年 11 月 21 日付け法律第 116 号により改正され、電気用品として「蓄電池」が新たに追加された。また、旧電気用品取締法により表示されていた  と  マークのものは、販売や使用ができる期限が定められていたがこの期限が撤廃され、今後とも販売や使用ができるようになった。

蓄電池については、平成 20 年 5 月 1 日付け政令第 168 号により、電気用品安全法施行令が改正され、単電池の体積エネルギー密度が 400Wh 毎リットル以上のリチウムイオン蓄電池が、機器に固定して組み込まれているものを除き、電気用品の対象として規制されることになった。この新しい規制は、平成 20 年 11 月 20 日から施行される。この改正は、リチウムイオン蓄電池は、エネルギー密度が他の電池に比べて高く、パソコンや携帯電話など小型の機器の電源として急速に普及してきたが、最近、発煙や発火の事故を起こしていることに対応したものである。

1. 電気用品安全法の改正

平成 19 年 11 月 21 日付け法律第 116 号により、電気用品安全法第 2 条第 1 項に第三号が追加され、蓄電池が電気用品として規制されることになった。

電気用品の対象となる品名は、法 2 条第 1 項に係るものは電気用品安全法施行令第 1 条に、第 2 項に係るものは同施行令第 1 条の 2 に規定されている。

具体的には、これら条文の指定する別表第一及び別表第二（特定電気用品）に電気用品の品名が規定されている。

(定義)

第 2 条 この法律において、「電気用品」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 一般用電気工作物（電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 38 条第 1 項に規定する一般用電気工作物をいう。）の部分となり、又はこれに接続して用いられる機械、器具又は材料であって、政令で定めるもの
 - 二 携帯発電機であって、政令で定めるもの
 - 三 蓄電池であって、政令で定めるもの
- 2 この法律において、「特定電気用品」とは、構造又は使用方法その他の使用状況からみて特に危険又は障害の発生するおそれの多い電気用品であって、政令で定めるものをいう。

平成 19 年 11 月 21 日付け法律第 116 号により、電気用品安全法附則第 6 条が改正され、旧電気用品取締法により表示されていた▽と○のマークのあるものは、電気用品安全法第 10 条第 1 項の規定により付されたものとみなすことになった。従って、これらのものは使用や販売できる期限が定められていたがこの期限が撤廃され、今後とも販売や使用ができるようになった。ちなみに、電線類では平成 20 年 4 月 1 日まで、配線器具類及び電線管類は平成 23 年 4 月 1 日まで使用と販売が認められ、それ以後は禁止となっていた。

2. 電気用品安全法施行令の改正

平成 20 年 5 月 1 日に、電気用品安全法施行令「別表第二」が改正され、電気用品安全法第 2 条第 1 項第三号に掲げられている蓄電池の具体的な品目が規定された。今回の改正で規制の対象となるものは、「別表第二」の第十二号に掲げられているごとく、リチウムイオン蓄電池で、単電池 1 個当たりの体積エネルギー密度が 400Wh 毎リットル以上のものとされた。そして自動車用のもの、原動機付自転車用のもの、医療用や産業用の機械器具用のもの並びにはんだ付けにより機器に固定され、容易に取りはずすことのできないものは規制の対象外となっている。要するにノートパソコン用のものや携帯電話用のものが特定電気用品として規制の対象となっている。

この政令の施行される平成 20 年 11 月 20 日に製造や輸入を行っている者は、この日から 30 日以内に法第 3 条に基づく事業の届をする必要がある。この施行日前に製造又は輸入されたものについては、法第 27 条第 1 項に基づく表示や販売目的の陳列禁止の規制はかからない。また、法第 28 条第 1 項に基づく使用の制限についても規制はかからない。

電気用品安全法施行令別表第二に追加された第十二号

十二 リチウムイオン蓄電池(単電池 1 個あたりの体積エネルギー密度が 400Wh 毎リットル以上のものに限り、自動車用、原動機付自転車用、医療用機械器具用及び産業用機械器具用のもの並びにはんだ付けその他の接合方法により容易に取りはずすことのできない状態で機械器具に固定して用いられるものその他の特殊な構造のものを除く。)

会誌「電気技術者」6月号の6ページに掲載